

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発0612第1号 平成29年6月12日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成30年12月13日子発1213第2号 令和元年10月4日子発1004第2号 令和3年3月8日子発0308第5号 <u>令和4年2月18日子発0218第6号</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の一部改正について</p> <p>民間児童養護施設職員等の処遇改善について、別紙のとおり社会的養護処遇改善加算実施要綱を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発0612第1号 平成29年6月12日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正] 平成30年12月13日子発1213第2号 令和元年10月4日子発1004第2号 令和3年3月8日子発0308第5号</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の一部改正について</p> <p>民間児童養護施設職員等の処遇改善について、別紙のとおり社会的養護処遇改善加算実施要綱を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。</p>

(別紙)

社会的養護処遇改善加算実施要綱

第1 目的  
(略)

第2 加算対象施設  
(略)

第3 保護単価の設定  
(略)

第4 実施方法

別表「処遇改善加算実施方法」のとおりとする。

(別紙)

社会的養護処遇改善加算実施要綱

第1 目的

近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子どもや障害のある子どもなど、対応が難しい子どもが増えており、これまで以上に夜間を含め、一人ひとりの子どもへの対応が必要となっている。このため、民間児童養護施設職員等について虐待を受けた子どもや障害のある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うとともに、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施することにより、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図ることを目的とする。

第2 加算対象施設

民間施設給与等改善費の算定対象となる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）（以下「民間児童養護施設等」という。）を加算対象施設とする。

第3 保護単価の設定

社会的養護処遇改善加算分保護単価の設定は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の長（母子生活支援施設における社会的養護処遇改善加算の設定については、中核市の長を含む。）（以下「都道府県知事等」という。）が行うこととする。この場合において、都道府県知事等はその設定した保護単価について施設の長に対し通知すること。なお、都道府県知事は母子生活支援施設におけるその設定した保護単価について、市町村長（指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長を除く。）及び施設の長に対し通知すること。

第4 実施方法

1 乳児院

(1) 処遇改善加算（Ⅰ）

	要件等
① 対象者	<u>民間施設給与等改善費の算定対象となる乳児院（以下「民間乳児院」という。）に勤務するすべての常勤職員（施設長、基幹的職員加算分保護単価を適用している職員（以下「基幹的職員」という。）及び嘱託職員等の非常勤職員を除き、常勤職員以外の職員であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。以下「民間乳児院職員」という。）であって、「② 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>
② 業務内容	<u>直接子どもや親への夜間を含む業務を担う職員とする。</u>
③ 対象者数	<u>「① 対象者」に該当する者の数とする。</u>
④ 処遇改善額	<u>月額5千円。</u>
⑤ 留意事項	<u>原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u>

(2) 処遇改善加算（Ⅱ）

	要件等
① 対象者	<u>民間乳児院職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23</u>

改正後

現行

	<p>年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)や児童入所施設措置費等国庫負担金の加算により配置することとしている家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、看護師又は栄養関係職員(栄養士又は調理員をいう。以下同じ。)のいずれかであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</p>
② 対象となる研修	<p>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。 イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修。</p>
③ 業務内容	<p>リーダー的業務を担っている職員とする。</p>
④ 対象者数	<p>家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、看護師及び栄養関係職員については、各1名までとする。 家庭支援専門相談員加算分保護単価を設定している民間乳児院については、家庭支援専門相談員2名まで対象とする。</p>
⑤ 処遇改善額	<p>月額5千円。</p>
⑥ 留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算(Ⅱ)による月額5千円の処遇改善を行う職員数を一定数(注)確保した上で、処遇改善加算(Ⅱ)の対象者以外の職員(施設長及び基幹的職員を除く。)について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。 ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。 エ 処遇改善加算(Ⅱ)の対象者については、「処遇改善加算(Ⅰ)」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。 (注)一定数とは、「処遇改善加算(Ⅱ)対象者数÷4(1人未満の端数は切り捨て)」により算出された人数をいう。</p>
⑦ 研修の留意事項	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。 イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算(Ⅱ)の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。 ウ 「処遇改善加算(Ⅲ)」又は「処遇改善加算(Ⅳ)」の対象者が新たに「処遇改善加算(Ⅱ)」の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。</p>

(3) 処遇改善加算(Ⅲ)

改正後

現行

改正後	現行
	<p style="text-align: right;"><u>要件等</u></p>
① 対象者	<p>民間乳児院職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める基準に該当し、小規模グループケア加算を受けている小規模グループケア（以下「小規模グループケア」という。）のリーダー（以下「小規模グループケアリーダー」という。）であって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</p>
② 対象となる研修	<p>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</p> <p>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。</p> <p>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修。</p>
③ 業務内容	<p>小規模グループケアで生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等を行うリーダー職員とする。</p>
④ 対象者数	<p>小規模グループケアの単位で1名までとする。 小規模グループケアリーダーについては6名までとする。</p>
⑤ 処遇改善額	<p>月額1万5千円。</p>
⑥ 留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅲ）による月額1万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅲ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</p> <p>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</p> <p>エ 処遇改善加算（Ⅲ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。 （注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅲ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。</p>
⑦ 研修の留意事項	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p> <p>イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅲ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。</p> <p>ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに、処遇改善加算（Ⅲ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。</p>

(4) 処遇改善加算 (IV)

	<u>要件等</u>	
<u>① 対象者</u>	<u>民間乳児院職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、2か所以上の小規模グループケアを統括する者（以下「ユニットリーダー」という。）であって「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>	
<u>② 対象となる研修</u>	<u>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</u> <u>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。</u> <u>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修。</u>	
<u>③ 業務内容</u>	<u>2か所以上の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務を行う職員とする。</u>	
<u>④ 対象者数</u>	<u>左の小規模グループケアリーダーの人数に応じて、右のユニットリーダーの人数まで対象とすることができる。</u>	
	<u>小規模グループケアリーダーの人数</u>	<u>ユニットリーダーの人数</u>
	<u>2名</u>	<u>1名まで</u>
	<u>3名</u>	<u>2名まで</u>
	<u>4～5名</u>	<u>3名まで</u>
	<u>6名</u>	<u>4名まで</u>
<u>⑤ 処遇改善額</u>	<u>月額3万5千円。</u>	
<u>⑥ 留意事項</u>	<u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u> <u>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算 (IV) による月額3万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算 (IV) 対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</u> <u>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</u> <u>エ 処遇改善加算 (IV) の対象者については、「処遇改善加算 (I)」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。</u> <u>（注）一定数とは、「処遇改善加算 (IV) 対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。</u>	
<u>⑦ 研修の留意事項</u>	<u>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合は、当該研修を修了したものとすること。</u>	

改正後

現行

イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅳ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。  
ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅲ）」の対象が新たに「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

(5) 処遇改善加算（Ⅴ）

	要件等
<u>① 対象者</u>	<u>民間乳児院職員のうち、「② 対象となる研修」のア又はイの研修を修了しており、かつ、看護師長又は主任保育士であって「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>
<u>② 対象となる研修</u>	<u>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</u> <u>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する上級職員相当向けの研修。</u> <u>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①施設の管理・運営（マネジメント）に関すること、②ユニットリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修。</u>
<u>③ 業務内容</u>	<u>入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等を行う職員とする。</u>
<u>④ 対象者数</u>	<u>看護師長又は主任保育士については各1名までとする。</u>
<u>⑤ 処遇改善額</u>	<u>月額5千円。</u>
<u>⑥ 留意事項</u>	<u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u> <u>イ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</u> <u>ウ 処遇改善加算（Ⅴ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</u>
<u>⑦ 研修の留意事項</u>	<u>平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合は、当該研修を修了したものとすること。</u>

2 母子生活支援施設

(1) 処遇改善加算（Ⅰ）

	要件等
<u>① 対象者</u>	<u>民間施設給与等改善費の算定対象となる母子生活支援施設に勤務するすべての常勤職員（施設長、基幹的職員及び嘱託職員等の非常勤職員を除き、常勤職員以外の職員であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。以下「民間母子生活支援施設職員」という。）であって、「② 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>

改正後

現行

② 業務内容	直接子どもや親への夜間を含む業務を担う職員とする。
③ 対象者数	「① 対象者」に該当する者の数とする。
④ 処遇改善額	月額5千円。
⑤ 留意事項	原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。

(2) 処遇改善加算 (II)

	要件等
① 対象者	民間母子生活支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、設備運営基準や児童入所施設措置費等国庫負担金の加算により配置することとしている個別対応職員、心理療法担当職員又は調理員のいずれかであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 対象となる研修	以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。 イ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修。
③ 業務内容	リーダー的業務を担っている職員とする。
④ 対象者数	個別対応職員、心理療法担当職員及び調理員については、各1名までとする。
⑤ 処遇改善額	月額5千円。
⑥ 留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算 (II) による月額5千円の処遇改善を行う職員を一定数 (注) 確保した上で、処遇改善加算 (II) の対象者以外の職員 (施設長及び基幹的職員を除く。) について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。 ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。 エ 処遇改善加算 (II) の対象者については、「処遇改善加算 (I)」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。 (注) 一定数とは、「処遇改善加算 (II) の対象者数 ÷ 4 (1人未満の端数は切り捨て)」により算出された人数をいう。
⑦ 研修の留意事項	ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。 イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算 (II) の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場

改正後

現行

合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。  
ウ 「処遇改善加算（Ⅲ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに、処遇改善加算（Ⅱ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

(3) 処遇改善加算（Ⅲ）

	要件等
<u>① 対象者</u>	民間母子生活支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、母子支援員リーダー、少年指導員リーダー又は「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める基準に該当し、小規模分園型母子生活支援施設保護単価を設定している小規模分園型母子生活支援施設（以下「小規模分園型母子生活支援施設」という。）のリーダー（以下「小規模分園型母子生活支援施設リーダー」という。）であって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
<u>② 対象となる研修</u>	以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。 イ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修。
<u>③ 業務内容</u>	ア 母子支援員リーダー、少年指導員リーダー 母子支援員、少年指導員や新人職員への指導・教育（スーパーバイズ）や児童に対する自立支援計画（案）の作成等を行うリーダー職員とする。 イ 小規模分園型母子生活支援施設リーダー 小規模分園型母子生活支援施設で生活をする母子の生活指導等を調整するリーダー職員とする。
<u>④ 対象者数</u>	母子支援員リーダー、少年指導員リーダー及び小規模分園型母子生活支援施設リーダーについては、各1名までとする。
<u>⑤ 処遇改善額</u>	月額1万5千円。
<u>⑥ 留意事項</u>	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅲ）による月額1万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅲ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。 ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。 エ 処遇改善加算（Ⅲ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。 （注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅲ）の対象者数÷4（1人未満



改正後

現行

	<p><u>の端数は切り捨て)」により算出された人数のことをいう。</u></p>
<u>⑦ 研修の留意事項</u>	<p><u>ア 平成29年3月31日までに修了した研修についても、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</u></p> <p><u>イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅲ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。</u></p> <p><u>ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに、処遇改善加算（Ⅲ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。</u></p>

(4) 処遇改善加算（Ⅳ）

	<u>要件等</u>
<u>① 対象者</u>	<u>民間母子生活支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、主任母子支援員であって「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>
<u>② 対象となる研修</u>	<p><u>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</u></p> <p><u>ア 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。</u></p> <p><u>イ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②母子支援員リーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修。</u></p>
<u>③ 業務内容</u>	<u>母子支援員リーダーや少年指導員リーダーに対するマネジメントや児童のケアに対する助言等を行う職員とする。</u>
<u>④ 対象者数</u>	<u>1名までとする。</u>
<u>⑤ 処遇改善額</u>	<u>月額3万5千円。</u>
<u>⑥ 留意事項</u>	<p><u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u></p> <p><u>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅳ）による月額3万5千円の処遇改善を行う職員数を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅳ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</u></p> <p><u>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</u></p> <p><u>エ 処遇改善加算（Ⅳ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。</u></p> <p><u>（注）一定数とは、「処遇改善加算の（Ⅳ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。</u></p>

改正後

現行

⑦ 研修の留意事項

ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。

イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅳ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。

ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅲ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅳ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

(5) 処遇改善加算（Ⅴ）

	要件等
① 対象者	<u>民間母子生活支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア又はイの研修を修了しており、かつ、主任母子支援員であって「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>
② 対象となる研修	<u>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</u> <u>ア 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する上級職員相当向けの研修。</u> <u>イ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①施設の管理・運営（マネジメント）に関すること、②職員への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修。</u>
③ 業務内容	<u>入所母子等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等を行う職員とする。</u>
④ 対象者数	<u>1名までとする。</u>
⑤ 処遇改善額	<u>月額5千円。</u>
⑥ 留意事項	<u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u> <u>イ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</u> <u>ウ 処遇改善加算（Ⅴ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</u>
⑦ 研修の留意事項	<u>平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</u>

3 児童養護施設

(1) 処遇改善加算（Ⅰ）

	要件等
① 対象者	<u>民間施設給与等改善費の算定対象となる児童養護施設（以下「民間児童養護施設」という。）に勤務するすべての常勤職員（施設長、基幹的職</u>

改正後

現行

	員及び嘱託職員等の非常勤職員を除き、常勤職員以外の職員であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。以下「民間児童養護施設職員」という。)であって、「② 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 業務内容	直接子どもや親への夜間を含む業務を担う職員とする。
③ 対象者数	「① 対象者」に該当する者の数とする。
④ 処遇改善額	月額5千円。
⑤ 留意事項	原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。

(2) 処遇改善加算 (II)

	要件等
① 対象者	民間児童養護施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、設備運営基準や児童入所施設措置費等国庫負担金の加算により配置することとしている家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員、看護師、栄養関係職員又は自立支援担当職員のいずれかであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 対象となる研修	以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。 イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修。
③ 業務内容	リーダー的業務を担っている職員とする。
④ 対象者数	家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員、看護師、栄養関係職員及び自立支援担当職員については、各1名までとする。 家庭支援専門相談員加算分保護単価を設定している民間児童養護施設については、家庭支援専門相談員2名まで対象とする。
⑤ 処遇改善額	月額5千円。
⑥ 留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算 (II) による月額5千円の処遇改善を行う職員数を一定数 (注) 確保した上で、処遇改善加算 (II) の対象者以外の職員 (施設長及び基幹的職員を除く。) について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。 ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。 エ 処遇改善加算 (II) の対象者については、「処遇改善加算 (I)」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。 (注) 一定数とは、「処遇改善加算 (II) の対象者数÷4 (1人未満の端数は切り捨て)」により算出された人数のことをいう。

改正後

現行

⑦ 研修の留意事項

ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。  
イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅱ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。  
ウ 「処遇改善加算（Ⅲ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅱ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

(3) 処遇改善加算（Ⅲ）

要件等

① 対象者

民間児童養護施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、小規模グループケアリーダー又は「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成12年5月1日厚生省児童家庭局長通知）に定める基準に該当し、地域小規模児童養護施設保護単価を設定している地域小規模児童養護施設（以下、「地域小規模児童養護施設」という。）のリーダー（以下「地域小規模児童養護施設リーダー」という。）であって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。

② 対象となる研修

以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。  
ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修  
イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修

③ 業務内容

ア 小規模グループケアリーダー  
小規模グループケアで生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等を行うリーダー職員とする。  
イ 地域小規模児童養護施設リーダー  
地域小規模児童養護施設で生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等を行うリーダー職員とする。

④ 対象者数

小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設の単位で1名までとする。  
小規模グループケアリーダー及び地域小規模グループケアリーダーを合わせて8名までとする。

⑤ 処遇改善額

月額1万5千円。

⑥ 留意事項

ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。  
イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅲ）による月額1万5千円の処遇改善を

改正後

現行

	<p>行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅲ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</p> <p>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</p> <p>エ 処遇改善加算（Ⅲ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。</p> <p>（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅲ）対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。</p>
<p>⑦ 研修の留意事項</p>	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p> <p>イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅲ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。</p> <p>ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善（Ⅳ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅲ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。</p>

（4）処遇改善加算（Ⅳ）

	要件等												
<p>① 対象者</p>	<p>民間児童養護施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、ユニットリーダーであって「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</p>												
<p>② 対象となる研修</p>	<p>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</p> <p>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修</p> <p>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</p>												
<p>③ 業務内容</p>	<p>2か所以上の小規模グループケアや地域小規模児童養護施設を統括し、円滑な運営を支援する業務を行う職員とする。</p>												
<p>④ 対象者数</p>	<p>左の小規模グループケアリーダー及び地域小規模児童養護施設リーダーの人数に応じて、右のユニットリーダーの人数まで対象とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1855 1766 2834 1984"> <thead> <tr> <th data-bbox="1855 1766 2329 1829">小規模グループケアリーダー及び地域小規模児童養護施設リーダーの人数</th> <th data-bbox="2329 1766 2834 1829">ユニットリーダーの人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1855 1829 2329 1871">2名</td> <td data-bbox="2329 1829 2834 1871">1名まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1871 2329 1913">3名</td> <td data-bbox="2329 1871 2834 1913">2名まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1913 2329 1955">4～5名</td> <td data-bbox="2329 1913 2834 1955">3名まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1955 2329 1997">6名</td> <td data-bbox="2329 1955 2834 1997">4名まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1855 1997 2329 2039">7名以上</td> <td data-bbox="2329 1997 2834 2039">5名まで</td> </tr> </tbody> </table>	小規模グループケアリーダー及び地域小規模児童養護施設リーダーの人数	ユニットリーダーの人数	2名	1名まで	3名	2名まで	4～5名	3名まで	6名	4名まで	7名以上	5名まで
小規模グループケアリーダー及び地域小規模児童養護施設リーダーの人数	ユニットリーダーの人数												
2名	1名まで												
3名	2名まで												
4～5名	3名まで												
6名	4名まで												
7名以上	5名まで												

改正後

現行

⑤ 処遇改善額	月額3万5千円。
⑥ 留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅳ）による月額3万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅳ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</p> <p>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</p> <p>エ 処遇改善加算（Ⅳ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。</p> <p>（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅳ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。</p>
⑦ 研修の留意事項	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p> <p>イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅳ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。</p> <p>ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅲ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅳ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。</p>

（5）処遇改善加算（Ⅴ）

	要件等
① 対象者	民間児童養護施設職員のうち、「② 研修内容」のア又はイの研修を修了しており、かつ、主任児童指導員又は主任保育士であって「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 対象となる研修	<p>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</p> <p>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する上級職員相当向けの研修</p> <p>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①施設の管理・運営（マネジメント）に関すること、②ユニットリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</p>
③ 業務内容	入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等を行う職員。
④ 対象者数	主任児童指導員又は主任保育士については各1名までとする。
⑤ 処遇改善額	月額5千円。

改正後

現行

⑥ 留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>イ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</p> <p>ウ 処遇改善加算（Ⅴ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。</p>
⑦ 研修の留意事項	<p>平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p>

4 児童心理治療施設

(1) 処遇改善加算（Ⅰ）

	要件等
① 対象者	<p>民間施設給与等改善費の算定対象となる児童心理治療施設（以下「民間児童心理治療施設」という。）に勤務するすべての常勤職員（施設長、基幹的職員及び嘱託職員等の非常勤職員を除き、常勤職員以外の職員であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。以下「民間児童心理治療施設職員」という。）であって、「② 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</p>
② 業務内容	<p>直接子どもや親への夜間を含む業務を担う職員とする。</p>
③ 対象者数	<p>「① 対象者」に該当する者の数とする。</p>
④ 処遇改善額	<p>月額5千円</p>
⑤ 留意事項	<p>原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p>

(2) 処遇改善加算（Ⅱ）

	要件等
① 対象者	<p>民間児童心理治療施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、設備運営基準や児童入所施設措置費等国庫負担金の加算により配置することとしている家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、看護師、栄養関係職員又は自立支援担当職員のいずれかであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</p>
② 対象となる研修	<p>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</p> <p>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修</p> <p>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修</p>
③ 業務内容	<p>リーダー的業務を担っている職員とする。</p>
④ 対象者数	<p>家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、看護師、栄養関係職員及び自立支援担当職員については、各1名とする。</p> <p>家庭支援専門相談員加算分保護単価を設定している民間児童心理治療施設については、家庭支援専門相談員2名まで対象とする。</p>
⑤ 処遇改善額	<p>月額5千円</p>

改正後

現行

⑥ 留意事項

ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。

イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算（Ⅱ）による月額5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅱ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。

ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。

エ 処遇改善加算（Ⅱ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。  
（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅱ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。

⑦ 研修の留意事項

ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。

イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅱ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。

ウ 「処遇改善加算（Ⅲ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅱ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

(3) 処遇改善加算（Ⅲ）

	要件等
① 対象者	<u>民間児童心理治療施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、小規模グループケアリーダーであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>
② 対象となる研修	<u>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</u> <u>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修</u> <u>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</u>
③ 業務内容	<u>小規模グループケアで生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等を行うリーダー職員とする。</u>
④ 対象者数	<u>小規模グループケアの単位で1名までとする。</u> <u>小規模グループケアリーダーについては6名までとする。</u>
⑤ 処遇改善額	<u>月額1万5千円。</u>
⑥ 留意事項	<u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われる</u>



改正後

現行

ものであること。  
 イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅲ）による月額1万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅲ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。  
 ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。  
 エ 処遇改善加算（Ⅲ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善加算と重複算定はできないこと。  
 （注）一定数とは、「処遇改善（Ⅲ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。

⑦ 研修の留意事項

ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。  
 イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅲ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。  
 ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅲ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

（4）処遇改善加算（Ⅳ）

	要件等
① 対象者	民間児童心理治療施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、ユニットリーダー（指導チームリーダー）又は心理チームリーダーであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 対象となる研修	以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修 イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
③ 業務内容	ア 指導チームリーダー 2か所以上の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務を行う職員とする。 イ 心理チームリーダー 児童に対する心理療法や生活場面の面接等に対する助言等を行う職員とする。
④ 対象者数	ア 指導チームリーダー

改正後

現行

指導チームリーダーについては、その左の小規模グループケアリーダーの人数に応じて、右の指導チームリーダーの人数まで対象とすることができること。

<u>小規模グループケアリーダーの人数</u>	<u>指導チームリーダーの人数</u>
<u>2～3名</u>	<u>1名まで</u>
<u>4～5名</u>	<u>2名まで</u>
<u>6名</u>	<u>3名まで</u>

イ 心理チームリーダー

(注) 指導チームリーダーと心理チームリーダーを合わせて4名までとする。

⑤ 処遇改善額

月額3万5千円。

⑥ 留意事項

ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。

イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅳ）による月額3万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅳ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。

ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。

エ 処遇改善加算（Ⅳ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。

（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅳ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。

⑦ 研修の留意事項

ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。

イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅳ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。

ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅲ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅳ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

(5) 処遇改善加算（Ⅴ）

要件等

① 対象者

民間児童心理治療施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア又はイの研修を修了しており、かつ、主任児童指導員又は主任保育士であって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として施設長から発令された者

改正後

現行

	<u>とする。</u>
	<u>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</u>
<u>② 対象となる研修</u>	<u>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する上級職員相当向けの研修</u> <u>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①施設の管理・運営（マネジメント）に関すること、②指導チームリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</u>
<u>③ 業務内容</u>	<u>入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等を行う職員とする。</u>
<u>④ 対象者数</u>	<u>主任児童指導員又は主任保育士については各1名までとする。</u>
<u>⑤ 処遇改善額</u>	<u>月額5千円。</u>
<u>⑥ 留意事項</u>	<u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u> <u>イ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</u> <u>ウ 処遇改善（V）の対象者については、「処遇改善（I）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</u>
<u>⑦ 研修の留意事項</u>	<u>平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</u>

5 児童自立支援施設

(1) 処遇改善加算（I）

	要件等
<u>① 対象者</u>	<u>民間施設給与等改善費の算定対象となる児童自立支援施設（以下「民間児童自立支援施設」という。）に勤務するすべての常勤職員（施設長、基幹的職員及び嘱託職員等の非常勤職員を除き、常勤職員以外の職員であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。以下「民間児童自立支援施設職員」という。）であって、「② 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u>
<u>② 業務内容</u>	<u>直接子どもや親への夜間を含む業務を担う職員とする。</u>
<u>③ 対象者数</u>	<u>「① 対象者」に該当する者の数とする。</u>
<u>④ 処遇改善額</u>	<u>月額5千円</u>
<u>⑤ 留意事項</u>	<u>原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u>

(2) 処遇改善加算（II）

	要件等
<u>① 対象者</u>	<u>民間児童自立支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、設備運営基準や児童入所施設措置費等国庫負担金の加算により配置することとしている家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、職業指導員、栄養関係職員又は自立支援担当職員のいずれかであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員と</u>

改正後

現行

	<p><u>して発令された者とする。</u></p>
② 対象となる研修	<p><u>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</u> ア <u>都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修。</u> イ <u>都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、各職種の専門性の向上を目的とする研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修。</u></p>
③ 業務内容	<p><u>リーダー的業務を担っている職員とする。</u></p>
④ 対象者数	<p><u>家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、職業指導員、栄養関係職員及び自立支援担当職員については、各1名までとする。</u> <u>家庭支援専門相談員加算分保護単価を設定している民間児童自立支援施設については、家庭支援専門相談員2名までとする。</u></p>
⑤ 処遇改善額	<p><u>月額5千円。</u></p>
⑥ 留意事項	<p><u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u> <u>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算（Ⅱ）による月額5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅱ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</u> <u>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</u> <u>エ 処遇改善加算（Ⅱ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</u> <u>（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅱ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。</u></p>
⑦ 研修の留意事項	<p><u>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</u> <u>イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅱ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。</u> <u>ウ 「処遇改善加算（Ⅲ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅱ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。</u></p>

(3) 処遇改善加算（Ⅲ）

	要件等
① 対象者	<p><u>民間児童自立支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、小規模グループケアリーダーであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。</u></p>

改正後

現行

② 対象となる研修	<p>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</p> <p>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する中堅職員相当向けの研修</p> <p>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームケアを理解する、②新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</p>
③ 業務内容	小規模グループケアで生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等を行うリーダー職員とする。
④ 対象者数	小規模グループケアの単位で1名までとする。 小規模グループケアリーダーについては6名までとする。
⑤ 処遇改善額	月額1万5千円。
⑥ 留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅲ）による月額1万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅲ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</p> <p>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</p> <p>エ 処遇改善加算（Ⅲ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</p> <p>（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅲ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。</p>
⑦ 研修の留意事項	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p> <p>イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅲ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。</p> <p>ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅳ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅲ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。</p>

(4) 処遇改善加算（Ⅳ）

	要件等
① 対象者	民間児童自立支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了しており、かつ、ユニットリーダーであって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 対象となる研修	<p>以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。</p> <p>ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施す</p>

改正後

現行

る中堅職員相当向けの研修  
イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①チームリーダーとして職場の問題解決、②小規模グループケアリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③新任職員等のメンタルヘルスに関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修

③ 業務内容

2か所以上の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務を行う職員とする。

④ 対象者数

左の小規模グループケアリーダーの人数に応じて、右のユニットリーダーの人数まで対象とする。

小規模グループケアリーダーの人数	ユニットリーダーの人数
2名	1名まで
3名	2名まで
4～5名	3名まで
6名	4名まで

⑤ 処遇改善額

月額3万5千円。

⑥ 留意事項

ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。  
イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が認める場合には、処遇改善加算（Ⅳ）の月額3万5千円の処遇改善を行う職員を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅳ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。  
ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。  
エ 処遇改善加算（Ⅳ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。  
（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅳ）の対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数のことをいう。

⑦ 研修の留意事項

ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。  
イ 令和2年度については、「② 対象となる研修」のア及びイの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅳ）の対象とすること。ただし、令和2年3月31日以前から当該加算の対象だった者であって、やむを得ない事由によりこれらア又はイの研修が修了していない場合については、令和2年度に限り特例的に対象と認めることとする。  
ウ 「処遇改善加算（Ⅱ）」又は「処遇改善加算（Ⅲ）」の対象者が新たに処遇改善加算（Ⅳ）の対象となる場合は、「② 対象となる研修」のイの研修を修了すること。

(5) 処遇改善加算 (V)

	要件等
① 対象者	民間児童自立支援施設職員のうち、「② 対象となる研修」のア又はイの研修を修了しており、かつ、主任児童自立支援専門員又は主任児童生活支援員であって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 対象となる研修	以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する上級職員相当向けの研修 イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①施設の管理・運営（マネジメント）に関すること、②ユニットリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修
③ 業務内容	入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等を行う職員とする。
② 対象者数	主任児童自立支援専門員又は主任児童生活支援員については各1名までとする。
⑤ 処遇改善額	月額5千円
⑥ 留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。 ウ 処遇改善加算 (V) の対象者については、「処遇改善加算 (I)」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。
⑦ 研修の留意事項	平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認し、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。

6 自立援助ホーム

(1) 処遇改善加算 (I)

	要件等
① 対象者	民間施設給与等改善費の算定対象となる自立援助ホームに勤務するすべての常勤職員（管理者（管理者を兼ねている指導員を除く。）及び嘱託職員等の非常勤職員を除き、常勤職員以外の職員であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。以下「民間自立援助ホーム職員」という。）であって、「② 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 業務内容	直接入居者への夜間を含む業務を担う職員とする。
③ 対象者数	「① 対象者」に該当する者の数とする。
④ 処遇改善額	月額5千円。
⑤ 留意事項	原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。

(2) 処遇改善加算 (V)

改正後

現行

	要件等
① 対象者	民間自立援助ホーム職員のうち、「② 対象となる研修」のア又はイの研修を修了しており、かつ、指導員（管理者を兼ねている指導員を含む。）であって、「③ 業務内容」の業務を行う職員として発令された者とする。
② 対象となる研修	以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する上級職員相当向けの研修。 イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①自立援助ホームの管理・運営（マネジメント）に関すること、②職員への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、③職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等が含まれている研修であり、かつ、概ね6時間以上の研修。
③ 業務内容	利用者の自立支援計画の策定や職員に対するマネジメント等を行う職員とする。
④ 対象者数	1名までとする。
⑤ 処遇改善額	月額5千円。
⑥ 留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 役職名については、各自立援助ホームにおける名称で発令した場合も対象とすること。
⑦ 研修の留意事項	平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により管理者が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。

7 ファミリーホーム

(1) 処遇改善加算 (I)

	要件等
① 対象者	民間施設給与等改善費の算定対象となるファミリーホームの養育者又は補助者（非常勤の者を除き、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。以下「民間ファミリーホーム養育者等」という。）であって、「② 業務内容」の業務を行う者として発令された者とする。
② 業務内容	直接子どもの夜間を含む業務を担う養育者又は補助者とする。
③ 対象者数	「① 対象者」に該当する者の数とする。
④ 処遇改善額	月額5千円。
⑤ 留意事項	原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。

(2) 処遇改善加算 (V)

	要件等
① 対象者	民間ファミリーホーム養育者等のうち、「② 対象となる研修」のア又はイの研修を修了しており、かつ、養育者であって、「③業務内容」の業務を行う者として発令された者とする。
② 対象となる研修	以下の内容であって、都道府県知事等が認めた研修とする。 ア 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する



改正後

現行

	<u>上級職員相当向けの研修</u> <u>イ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修であって、研修内容に①ファミリーホームの運営、②マネジメントに関する事等が含まれており、かつ、概ね6時間以上の研修</u>
② <u>業務内容</u>	<u>補助者に対するマネジメントやファミリーホームの運営等の把握等を行う養育者とする。</u>
④ <u>対象者数</u>	<u>1名までとする。</u>
⑤ <u>処遇改善額</u>	<u>月額5千円。</u>
⑥ <u>留意事項</u>	<u>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</u> <u>イ 役職名については、各ファミリーホームにおける名称で発令した場合も対象とすること。</u>
⑦ <u>研修の留意事項</u>	<u>平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により養育者が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</u>

第5 加算の要件

- 1 次に掲げる要件を満たす処遇改善を実施する計画を策定していること。
  - (1) 別表に記載された本加算の対象者の基準年度（民間児童養護施設等において、最初に社会的養護処遇改善加算を取得した年度の前年度のこと。以下、「基準年度」という。）における賃金（基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金）に対して改善するものであること。
  - (2) 2の(2)で算定される処遇改善見込額が2の(1)で算定される加算見込額以上であること。
  - (3) 2から7を満たすものであること。
- 2 処遇改善の具体的内容について以下の事項を記載した別に定める様式「社会的養護処遇改善加算計画書」を作成し、都道府県等に提出するとともに、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。
  - (1) 加算見込額
 

以下の①から⑤の合計額

    - ① 処遇改善加算（Ⅰ）  
「5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅰ）対象者数（千円未満切り捨て）
    - ② 処遇改善加算（Ⅱ）  
「5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅱ）対象者数（千円未満切り捨て）
    - ③ 処遇改善加算（Ⅲ）  
「1万5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅲ）対象者数（千円未満切り捨て）
    - ④ 処遇改善加算（Ⅳ）  
「3万5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅳ）対象者数（千円未満切り捨て）
    - ⑤ 処遇改善加算（Ⅴ）  
「5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅴ）対象者数（千円未満切り捨て）
  - (2) 処遇改善見込額
 

民間児童養護施設等において処遇改善実施期間における処遇改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額（民間施設給与等改善費による処遇改善に要する見込額を除く。）
  - (3) 処遇改善を行う給与項目

第5 加算の要件

- 1 次に掲げる要件を満たす処遇改善を実施する計画を策定していること。
  - (1) 本加算の対象者 (第4の1から7の処遇改善加算対象者(以下「加算対象者」という。))の基準年度（当該民間児童養護施設等において、最初に社会的養護処遇改善加算を取得した年度の前年度（以下、「基準年度」という。）における賃金（基準年度の翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規職員に適用した場合の賃金）に対して改善するものであること。
  - (2) 2の(2)で算定される処遇改善見込額が2の(1)で算定される加算見込額以上であること。
  - (3) 2から7を満たすものであること。
- 2 処遇改善の具体的内容について以下の事項を記載した別に定める様式「社会的養護処遇改善加算計画書」を作成し、都道府県等に提出するとともに、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。
  - (1) 加算見込額
 

以下の①から⑤の合計額

    - ① 処遇改善加算（Ⅰ）  
「5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅰ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）
    - ② 処遇改善加算（Ⅱ）  
「5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅱ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）
    - ③ 処遇改善加算（Ⅲ）  
「1万5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅲ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）
    - ④ 処遇改善加算（Ⅳ）  
「3万5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅳ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）
    - ⑤ 処遇改善加算（Ⅴ）  
「5千円単価」×実施月数×処遇改善加算（Ⅴ）対象者数（千円未満の端数切り捨て）
  - (2) 処遇改善見込額
 

民間児童養護施設等において処遇改善実施期間における処遇改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額（民間施設給与等改善費による処遇改善に要する見込額を除く。）
  - (3) 処遇改善を行う給与項目

改正後	現行
<p>増額若しくは新設した（予定を含む）給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること。</p> <p>(4) 処遇改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で加算を実施する場合は、当該加算を取得した月から直近の3月まで）</p> <p>(5) 処遇改善を行う方法 加算対象者ごとの発令した職位の名称及び業務内容、発令年月日、研修名、研修修了年月日及び処遇改善見込額の算出方法を可能な限り具体的に記載すること。</p> <p>(6) 施設長（管理者及び養育者を含む。）による研修修了証明</p> <p>3 4の(1)の加算実績額と4の(5)の処遇改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、加算を実施した翌年度において、その全額を当該年度の加算対象者<del>者</del>の処遇改善に充てること。</p> <p>4 年度終了後速やかに、都道府県知事等に対して以下の事項を含んだ別に定める様式「社会的養護処遇改善実績報告書」を提出すること。</p> <p>(1) 加算実績額 当該年度における処遇改善加算を実施したことによる施設ごとの所要額の総額（実績）とする。</p> <p>(2) 処遇改善加算の対象者数（実績）</p> <p>(3) 処遇改善実施期間</p> <p>(4) 実施した処遇改善の方法</p> <p>(5) (4)による処遇改善の実施に要した費用の総額（処遇改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満切り捨て） 次の①から②を控除した額を処遇改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては民間児童養護施設等の処遇改善の実施方法等に応じた適切な方法によること。</p> <p>① 処遇改善を行った場合の処遇改善加算の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）</p> <p>② 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善加算対象者に対する賃金の総額</p> <p>(6) (1)の加算実績額と(5)の処遇改善の実施に要した費用の総額の差額及び翌年度における職員への支払い方法（残額が生じた場合に限り。）</p> <p>5 本加算に係る処遇改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年保管しておかなければならないこと。</p> <p>6 処遇改善の実施により、当該処遇改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>増額若しくは新設した（予定を含む）給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載すること。</p> <p>(4) 処遇改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で加算を実施する場合は、当該加算を取得した月から直近の3月まで）</p> <p>(5) 処遇改善を行う方法 加算対象者ごとの発令した職位の名称及び業務内容、発令年月日、研修名、研修修了年月日及び処遇改善見込額の算出方法を可能な限り具体的に記載すること。</p> <p>(6) 施設長（管理者及び養育者を含む。）による研修修了証明</p> <p>3 4の(1)の加算実績額と4の(5)の処遇改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、加算を実施した翌年度において、その全額を当該年度の加算対象職員<del>者</del>の処遇改善に充てること。</p> <p>4 年度終了後速やかに、都道府県知事等に対して以下の事項を含んだ別に定める様式「社会的養護処遇改善実績報告書」を提出すること。</p> <p>(1) 加算実績額 当該年度における第4の1から7までの処遇改善加算を実施したことによる施設ごとの所要額の総額（実績）とする。</p> <p>(2) <u>第4の1から7までの</u>処遇改善加算の対象者数（実績）</p> <p>(3) 処遇改善実施期間</p> <p>(4) 実施した処遇改善の方法</p> <p>(5) (4)による処遇改善の実施に要した費用の総額（処遇改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数切り捨て） 次の①から②を控除した額を処遇改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては民間児童養護施設等の処遇改善の実施方法等に応じた適切な方法によること。</p> <p>① 処遇改善を行った場合の第4の1から7までの処遇改善加算の総額（法定福利費等の事業主負担額を含む。）</p> <p>② 基準年度における賃金水準を適用した場合の第4の1から7までの処遇改善加算対象者に対する賃金の総額</p> <p>(6) (1)の加算実績額と(5)の処遇改善の実施に要した費用の総額の差額及び翌年度における職員への支払い方法（残額が生じた場合に限り。）</p> <p>5 本加算に係る処遇改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年保管しておかなければならないこと。</p> <p>6 処遇改善の実施により、当該処遇改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要因により変動した場合についてはこの限りではない。</p> <p><u>7 処遇改善加算（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（Ⅳ）の取得にあたり、「対象となる研修」のA又はイのいずれか一方のみをもって加算対象となっている者については、早期にもう一方の研修を受講するよう努めること。</u></p>
<p>第6 研修受講計画及び研修整備計画の作成等 (略)</p>	<p>第6 研修受講計画及び研修整備計画の作成等</p> <p>1 民間児童養護施設等は、「社会的養護処遇改善加算研修受講計画（別紙様式1）」を作成し、「社会的養護処遇改善加算計画書」に併せて都道府県等に提出すること。</p> <p>2 都道府県等は、平成30年7月6日子発0706第1号「都道府県社会的養育推進計画」の策定についてにおける「都道府県社会的養育推進計画」に研修実施に係る方針を盛り込むとともに、民間児童養護施設等から提出された社会的養護処遇改善加算研修受講計画を踏まえ、「社会的養護処遇改善加算研修整備計画（別紙様式2）」を作成すること。</p>

改正後

現行

第7 虚偽等の場合の返還措置  
(略)

第8 経費  
(略)

なお、研修整備計画は、別途定める日までに当局家庭福祉課長に報告するものとする。

第7 虚偽等の場合の返還措置

都道府県知事等は、民間児童養護施設等が虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合には、既に支給された加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は加算を取り消すことができる。

第8 経費

社会的養護処遇改善加算に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

(新規)

別表「処遇改善加算実施方法」

1. 乳児院

	処遇改善等加算 (I)	処遇改善等加算 (II)	処遇改善等加算 (III)	処遇改善等加算 (IV)	処遇改善等加算 (V)										
①対象者	民間乳児院 (※2) に勤務するすべての常勤職員 (※3) であって、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間乳児院に勤務する常勤職員のうち、家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、看護師又は栄養関係職員 (※4) のいずれかであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間乳児院に勤務する常勤職員のうち、小規模グループケア (※5) のリーダーであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間乳児院に勤務する常勤職員のうち、ユニットリーダー (※6) であって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間乳児院に勤務する常勤職員のうち、看護師長又は主任保育士であって、「②対象研修」のア又はイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者										
②対象研修 (※1)	ニ	ア 中堅職員相当向けの研修 イ 各職種の専門性の向上を目的とする研修 (概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームケアの理解や新任職員等への指導・教育 (スーパーバイズ) の方法等を含む研修 (概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームリーダーとして職場の問題解決、小規模グループケアリーダー等への指導・教育 (スーパーバイズ) の方法、新任職員等のメンタルヘルスに関すること等を含む研修 (概ね6時間以上)	ア 上級職員相当向けの研修 イ 施設の管理・運営 (マネジメント) に関すること、ユニットリーダー等への指導・教育 (スーパーバイズ) の方法、職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等を含む研修 (概ね6時間以上)										
③業務内容	直接子どもや親への夜間を含む業務	各分野のリーダー的業務	小規模グループケアで生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等	2か所以上の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務	入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等										
④対象者数	「①対象者」に該当する者数	家庭支援専門相談員・・・1名まで 個別対応職員・・・1名まで 里親支援専門相談員・・・1名まで 心理療法担当職員・・・1名まで 看護師・・・1名まで 栄養関係職員・・・1名まで	小規模グループケアの単位で1名まで (1施設最大6か所まで)	小規模グループケアリーダー数に応じて以下のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小規模グループケアリーダー数</td> <td>対象者数</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>1名まで</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>2名まで</td> </tr> <tr> <td>4・5名</td> <td>3名まで</td> </tr> <tr> <td>6名</td> <td>4名まで</td> </tr> </table>	小規模グループケアリーダー数	対象者数	2名	1名まで	3名	2名まで	4・5名	3名まで	6名	4名まで	看護師長・・・1名まで 主任保育士・・・1名まで
小規模グループケアリーダー数	対象者数														
2名	1名まで														
3名	2名まで														
4・5名	3名まで														
6名	4名まで														
⑤処遇改善額	月額5,000円	月額5,000円	月額15,000円	月額35,000円	月額5,000円										
⑥留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算 (II) ~ (IV) による処遇改善を行う職員数を一定数 (注) 確保した上で、処遇改善加算 (II) ~ (IV) の対象者以外の職員 (施設長及び基幹的職員を除く。) について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</p> <p>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合は対象とすること。</p> <p>エ 処遇改善加算 (II) ~ (V) の対象者については、「処遇改善加算 (I)」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</p> <p>(注) 一定数とは、「処遇改善加算 (II) ~ (IV) 対象者数 ÷ 4 (1人未満の端数は切り捨て)」により算出された人数をいう。</p>														
⑦研修の留意事項	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p> <p>イ 処遇改善加算 (II) ~ (IV) の対象者が新たに他の処遇改善加算 (II) ~ (IV) の対象となる場合は、「②対象研修」のアの研修を改めて受講する必要はないこと。</p>														

※1 処遇改善加算の対象研修は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修のうち、都道府県知事等が認めた研修とする。

※2 民間乳児院とは、民間施設給与等改善費の算定対象となる乳児院のことをいう。

※3 常勤職員には、施設長及び基幹的職員加算分保護単価を適用している職員を除き、常勤職員以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。

※4 栄養関係職員とは、栄養士又は調理員のことをいう。

※5 小規模グループケアとは、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める基準に該当し、小規模グループケア加算を受けている小規模グループケアのことをいう。

※6 ユニットリーダーとは、常勤職員であって、2か所以上の小規模グループケアを統括する者のことをいう。

(新規)

2. 母子生活支援施設

	処遇改善等加算 (I)	処遇改善等加算 (II)	処遇改善等加算 (III)	処遇改善等加算 (IV)	処遇改善等加算 (V)
①対象者	民間母子生活支援施設(※2)に勤務するすべての常勤職員(※3)であって、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間母子生活支援施設に勤務する常勤職員のうち、個別対応職員、心理療法担当職員、自立支援担当職員又は調理員のいずれかであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間母子生活支援施設に勤務する常勤職員のうち、母子支援員リーダー、少年指導員リーダー又は小規模分園型母子生活支援施設(※4)のリーダーであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間母子生活支援施設に勤務する常勤職員のうち、主任母子支援員であって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間母子生活支援施設に勤務する常勤職員のうち、主任母子支援員であって、「②対象研修」のア又はイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者
②対象研修(※1)	二	ア 中堅職員相当向けの研修 イ 各職種の専門性の向上を目的とする研修(概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームケアの理解や新任職員等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法等を含む研修(概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームリーダーとして職場の問題解決、母子支援員リーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、新任職員等のメンタルヘルスに関すること等を含む研修(概ね6時間以上)	ア 上級職員相当向けの研修 イ 施設の管理・運営(マネジメント)に関すること、職員への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等を含む研修(概ね6時間以上)
③業務内容	直接子どもや親への夜間を含む業務	各分野のリーダー的業務	ア 母子支援員リーダー、少年指導員リーダー 母子支援員、少年指導員や新人職員への指導・教育(スーパーバイズ)や児童に対する自立支援計画(案)の作成等 イ 小規模分園型母子生活支援施設リーダー 小規模分園型母子生活支援施設で生活をする母子の生活指導等の調整	母子支援員リーダーや少年指導員リーダーに対するマネジメントや児童のケアに対する助言等	入所母子等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等
④対象者数	「①対象者」に該当する者数	個別対応職員・・・1名まで 心理療法担当職員・・・1名まで 自立支援担当職員・・・1名まで 調理員・・・・・・・・・・1名まで	母子支援員リーダー・・・1名まで 少年指導員リーダー・・・1名まで 小規模分園型母子生活支援施設リーダー・・・1名まで	1名まで	1名まで
⑤処遇改善額	月額5,000円	月額5,000円	月額15,000円	月額35,000円	月額5,000円
⑥留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算(II)～(IV)による処遇改善を行う職員数を一定数(注)確保した上で、処遇改善加算(II)～(IV)の対象者以外の職員(施設長及び基幹的職員を除く。)について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</p> <p>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</p> <p>エ 処遇改善加算(II)～(V)の対象者については、「処遇改善加算(I)」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</p> <p>(注)一定数とは、「処遇改善加算(II)～(IV)対象者数÷4(1人未満の端数は切り捨て)」により算出された人数をいう。</p>				
⑦研修の留意事項	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p> <p>イ 処遇改善加算(II)～(IV)の対象者が新たに他の処遇改善加算(II)～(IV)の対象となる場合は、「②対象研修」のアの研修を改めて受講する必要はないこと。</p>				

※1 処遇改善加算の対象研修は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修のうち、都道府県知事等が認めた研修とする。

※2 民間母子生活支援施設とは、民間施設給与等改善費の算定対象となる母子生活支援施設のことをいう。

※3 常勤職員には、施設長及び基幹的職員加算分保護単価を適用している職員を除き、常勤職員以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。

※4 小規模分園型母子生活支援施設とは、「小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の設置運営について」(平成15年7月1日雇発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める基準に該当し、小規模分園型母子生活支援施設のことをいう。

(新規)

3. 児童養護施設

	処遇改善等加算 (I)	処遇改善等加算 (II)	処遇改善等加算 (III)	処遇改善等加算 (IV)	処遇改善等加算 (V)												
①対象者	民間児童養護施設(※2)に勤務するすべての常勤職員(※3)であって、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童養護施設に勤務する常勤職員のうち、家庭支援専門相談員、個別対応職員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員、自立支援担当職員、看護師又は栄養関係職員(※4)のいずれかであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童養護施設の小規模グループケア(※5)又は地域小規模児童養護施設(※6)のリーダーであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童養護施設に勤務するユニットリーダー(※7)であって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童養護施設に勤務する常勤職員のうち、主任児童指導員又は主任保育士であって、「②対象研修」のア又はイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者												
②対象研修(※1)	二	ア 中堅職員相当向けの研修 イ 各職種の専門性の向上を目的とする研修(概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームケアの理解や新任職員等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法等を含む研修(概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームリーダーとして職場の問題解決、小規模グループケアリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、新任職員等のメンタルヘルスに関すること等を含む研修(概ね6時間以上)	ア 上級職員相当向けの研修 イ 施設の管理・運営(マネージメント)に関すること、ユニットリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等を含む研修(概ね6時間以上)												
③業務内容	直接子どもや親への夜間を含む業務	各分野のリーダー的業務	小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設で生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等	2か所以上の小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設を統括し、円滑な運営を支援する業務	入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等												
④対象者数	「①対象者」に該当する者数	家庭支援専門相談員・・・1名まで 個別対応職員・・・1名まで 里親支援専門相談員・・・1名まで 心理療法担当職員・・・1名まで 職業指導員・・・1名まで 自立支援担当職員・・・1名まで 看護師・・・1名まで 栄養関係職員・・・1名まで  ※家庭支援専門相談員加算分保護単価を設定している場合は、家庭支援専門相談員2名まで対象	小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設の単位で1名まで(1施設最大8か所まで)	小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設のリーダー数に応じて以下のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設のリーダー数</th> <th>対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2名</td> <td>1名まで</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>2名まで</td> </tr> <tr> <td>4・5名</td> <td>3名まで</td> </tr> <tr> <td>6名</td> <td>4名まで</td> </tr> <tr> <td>7名以上</td> <td>5名まで</td> </tr> </tbody> </table>	小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設のリーダー数	対象者数	2名	1名まで	3名	2名まで	4・5名	3名まで	6名	4名まで	7名以上	5名まで	主任児童指導員・・・1名まで 主任保育士・・・1名まで
小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設のリーダー数	対象者数																
2名	1名まで																
3名	2名まで																
4・5名	3名まで																
6名	4名まで																
7名以上	5名まで																
⑤処遇改善額	月額5,000円	月額5,000円	月額15,000円	月額35,000円	月額5,000円												
⑥留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算(II)～(IV)による処遇改善を行う職員数を一定数(注)確保した上で、処遇改善加算(II)～(IV)の対象者以外の職員(施設長及び基幹的職員を除く。)について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。 ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。 エ 処遇改善加算(II)～(V)の対象者については、「処遇改善加算(I)」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。 (注)一定数とは、「処遇改善加算(II)～(IV)対象者数÷4(1人未満の端数は切り捨て)」により算出された人数をいう。																
⑦研修の留意事項	ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。 イ 処遇改善加算(II)～(IV)の対象者が新たに他の処遇改善加算(II)～(IV)の対象となる場合は、「②対象研修」のアの研修を改めて受講する必要はないこと。																

※1 処遇改善加算の対象研修は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修のうち、都道府県知事等が認めた研修とする。

※2 民間児童養護施設とは、民間施設給与等改善費の算定対象となる児童養護施設のことをいう。

※3 常勤職員とは、施設長及び基幹的職員加算分保護単価を適用している職員を除き、常勤職員以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。

※4 栄養関係職員とは、栄養士又は調理員のことをいう。

※5 小規模グループケアとは、常勤職員であって、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める基準に該当し、小規模グループケア加算を受けている小規模グループケアのことをいう。

※6 地域小規模児童養護施設とは、「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日厚生省児童家庭局長通知)に定める基準に該当し、地域小規模児童養護施設保護単価を設定している地域小規模児童養護施設のことをいう。

※7 ユニットリーダーとは、常勤職員であって、2か所以上の小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設を統括する者のことをいう。

(新規)

4. 児童心理治療施設

	処遇改善等加算 (I)	処遇改善等加算 (II)	処遇改善等加算 (III)	処遇改善等加算 (IV)	処遇改善等加算 (V)
①対象者	民間児童心理治療施設(※2)に勤務するすべての常勤職員(※3)であって、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童心理治療施設に勤務する常勤職員のうち、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、自立支援担当職員、看護師又は栄養関係職員(※4)のいずれかであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童心理治療施設の小規模グループケア(※5)のリーダーであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童心理治療施設に勤務するユニットリーダー(指導チームリーダー)又は心理チームリーダーであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童心理治療施設に勤務する常勤職員のうち、主任児童指導員又は主任保育士であって、「②対象研修」のア又はイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者
②対象研修(※1)	二	ア 中堅職員相当向けの研修 イ 各職種の専門性の向上を目的とする研修(概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームケアの理解や新任職員等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法等を含む研修(概ね6時間以上)	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームリーダーとして職場の問題解決、小規模グループケアリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、新任職員等のメンタルヘルスに関すること等を含む研修(概ね6時間以上)	ア 上級職員相当向けの研修 イ 施設の管理・運営(マネージメント)に関すること、指導チームリーダー等への指導・教育(スーパーバイズ)の方法、職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等を含む研修(概ね6時間以上)
③業務内容	直接子どもや親への夜間を含む業務	各分野のリーダー的業務	小規模グループケアで生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等	ア 指導チームリーダー 2か所以上の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務 イ 心理チームリーダー 児童に対する心理療法や生活場面の面接等に対する助言等	入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等
④対象者数	「①対象者」に該当する者数	家庭支援専門相談員・・・1名まで 個別対応職員・・・1名まで 心理療法担当職員・・・1名まで 自立支援担当職員・・・1名まで 看護師・・・1名まで 栄養関係職員・・・1名まで  ※家庭支援専門相談員加算分保護単価を設定している場合は、家庭支援専門相談員2名まで対象	小規模グループケアの単位で1名まで(1施設最大6か所まで)	ア 指導チームリーダー 小規模グループケアリーダー数に応じて以下のとおりとする。 小規模グループケアリーダー数   対象者数 2～3名   1名まで 4～5名   2名まで 6名   3名まで イ 心理チームリーダー 指導チームリーダーと心理チームリーダーを合わせて4名まで	主任児童指導員・・・1名まで 主任保育士・・・1名まで
⑤処遇改善額	月額5,000円	月額5,000円	月額15,000円	月額35,000円	月額5,000円
⑥留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算(II)～(IV)による処遇改善を行う職員数を一定数(注)確保した上で、処遇改善加算(II)～(IV)の対象者以外の職員(施設長及び基幹的職員を除く。)について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。 ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。 エ 処遇改善加算(II)～(V)の対象者については、「処遇改善加算(I)」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。 (注)一定数とは、「処遇改善加算(II)～(IV)対象者数÷4(1人未満の端数は切り捨て)」により算出された人数をいう。				
⑦研修の留意事項	ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。 イ 処遇改善加算(II)～(IV)の対象者が新たに他の処遇改善加算(II)～(IV)の対象となる場合は、「②対象研修」のアの研修を改めて受講する必要はないこと。				

※1 処遇改善加算の対象研修は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修のうち、都道府県知事等が認めた研修とする。  
 ※2 民間児童心理治療施設とは、民間施設給与等改善費の算定対象となる児童心理治療施設のことをいう。  
 ※3 常勤職員には、施設長及び基幹的職員加算分保護単価を適用している職員を除き、常勤職員以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。  
 ※4 栄養関係職員とは、栄養士又は調理員のことをいう。  
 ※5 小規模グループケアとは、常勤職員であって、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める基準に該当し、小規模グループケア加算を受けている小規模グループケアのことをいう。

(新規)

5. 児童自立支援施設

	処遇改善等加算（Ⅰ）	処遇改善等加算（Ⅱ）	処遇改善等加算（Ⅲ）	処遇改善等加算（Ⅳ）	処遇改善等加算（Ⅴ）										
①対象者	民間児童自立支援施設（※2）に勤務するすべての常勤職員（※3）であって、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童自立支援施設に勤務する常勤職員のうち、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、職業指導員、自立支援担当職員又は栄養関係職員（※4）のいずれかであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童自立支援施設の小規模グループケア（※5）のリーダーであって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童自立支援施設に勤務するユニットリーダー（※6）であって、「②対象研修」のア及びイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	民間児童自立支援施設に勤務する常勤職員のうち、主任児童自立支援専門員又は主任児童生活支援員であって、「②対象研修」のア又はイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者										
②対象研修（※1）	＝	ア 中堅職員相当向けの研修 イ 各職種の専門性の向上を目的とする研修（概ね6時間以上）	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームケアの理解や新任職員等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法等を含む研修（概ね6時間以上）	ア 中堅職員相当向けの研修 イ チームリーダーとして職場の問題解決、小規模グループケアリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、新任職員等のメンタルヘルスに関すること等を含む研修（概ね6時間以上）	ア 上級職員相当向けの研修 イ 施設の管理・運営（マネジメント）に関すること、ユニットリーダー等への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等を含む研修（概ね6時間以上）										
③業務内容	直接子どもや親への夜間を含む業務	各分野のリーダー的業務	小規模グループケアで生活する児童の生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整等	2か所以上の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務	入所児童等の自立支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理等										
④対象者数	「①対象者」に該当する者数	家庭支援専門相談員・・・1名まで 個別対応職員・・・1名まで 心理療法担当職員・・・1名まで 職業指導員・・・1名まで 自立支援担当職員・・・1名まで 栄養関係職員・・・1名まで  ※家庭支援専門相談員加算分保護単価を設定している場合は、家庭支援専門相談員2名まで対象	小規模グループケアの単位で1名までとする。 小規模グループケアリーダーについては6名までとする。	小規模グループケアリーダー数に応じて以下のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>小規模グループケアリーダー数</td> <td>対象者数</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>1名まで</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>2名まで</td> </tr> <tr> <td>4・5名</td> <td>3名まで</td> </tr> <tr> <td>6名</td> <td>4名まで</td> </tr> </table>	小規模グループケアリーダー数	対象者数	2名	1名まで	3名	2名まで	4・5名	3名まで	6名	4名まで	主任児童自立支援専門員・1名まで 主任児童生活支援員・・・1名まで
小規模グループケアリーダー数	対象者数														
2名	1名まで														
3名	2名まで														
4・5名	3名まで														
6名	4名まで														
⑤処遇改善額	月額5,000円	月額5,000円	月額15,000円	月額35,000円	月額5,000円										
⑥留意事項	<p>ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。</p> <p>イ 施設における職員の経験年数や給与実態等を踏まえ、施設が必要と認める場合には、処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）による処遇改善を行う職員数を一定数（注）確保した上で、処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）の対象者以外の職員（施設長及び基幹的職員を除く。）について他の処遇改善加算も含め、月額4万円未満までの処遇改善に充てることができること。</p> <p>ウ 役職名については、各施設における名称で発令した場合も対象とすること。</p> <p>エ 処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅴ）の対象者については、「処遇改善加算（Ⅰ）」以外の処遇改善と重複算定はできないこと。</p> <p>（注）一定数とは、「処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）対象者数÷4（1人未満の端数は切り捨て）」により算出された人数をいう。</p>														
⑦研修の留意事項	<p>ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。</p> <p>イ 処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）の対象者が新たに他の処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ）の対象となる場合は、「②対象研修」のアの研修を改めて受講する必要はないこと。</p>														

- ※1 処遇改善加算の対象研修は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修のうち、都道府県知事等が認めた研修とする。
- ※2 民間児童自立支援施設とは、民間施設給与等改善費の算定対象となる児童自立支援施設のことをいう。
- ※3 常勤職員には、施設長及び基幹的職員加算分保護単価を適用している職員を除き、常勤職員以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。
- ※4 栄養関係職員とは、栄養士又は調理員のことをいう。
- ※5 小規模グループケアとは、常勤職員であって、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める基準に該当し、小規模グループケア加算を受けている小規模グループケアのことをいう。
- ※6 ユニットリーダーとは、常勤職員であって、2か所以上の小規模グループケアを統括する者のことをいう。



現行

(新規)

改正後

6. 自立援助ホーム

	処遇改善等加算（Ⅰ）	処遇改善等加算（Ⅱ）	処遇改善等加算（Ⅲ）	処遇改善等加算（Ⅳ）	処遇改善等加算（Ⅴ）
①対象者	民間自立援助ホーム（※2）に勤務するすべての常勤職員（※3）であって、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	＝	＝	＝	民間自立援助ホームに勤務する常勤職員のうち、指導員（管理者を兼ねている指導員を含む）であって、「②対象研修」のア又はイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者
②対象研修（※1）	＝	＝	＝	＝	ア 上級職員相当向けの研修 イ 自立援助ホームの管理・運営（マネージメント）に関すること、職員への指導・教育（スーパーバイズ）の方法、職員のメンタルヘルスとその対応に関すること等を含む研修（概ね6時間以上）
③業務内容	直接入居者への夜間を含む業務	＝	＝	＝	利用者の自立支援計画の策定や職員に対するマネジメント等
④対象者数	「①対象者」に該当する者数	＝	＝	＝	1名まで
⑤処遇改善額	月額5,000円	＝	＝	＝	月額5,000円
⑥留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 役職名については、各自立援助ホームにおける名称で発令した場合も対象とすること。				
⑦研修の留意事項	ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。				

※1 処遇改善加算の対象研修は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修のうち、都道府県知事等が認めた研修とする。

※2 民間自立援助ホームとは、民間施設給与等改善費の算定対象となる自立援助ホームのことをいう。

※3 常勤職員には、管理者（管理者を兼ねている指導員を除く）を除き、常勤職員以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。

現行

(新規)

改正後

7. ファミリーホーム

	処遇改善等加算（Ⅰ）	処遇改善等加算（Ⅱ）	処遇改善等加算（Ⅲ）	処遇改善等加算（Ⅳ）	処遇改善等加算（Ⅴ）
①対象者	民間ファミリーホーム（※2）の養育者又は補助者（※3）であって、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者	＝	＝	＝	民間ファミリーホームの養育者のうち、「②対象研修」のア又はイの研修を修了しており、「③業務内容」の業務を行う職員として発令された者
②対象研修（※1）	＝	＝	＝	＝	ア 上級職員相当向けの研修 イ ファミリーホームの運営、マネジメントに関すること等を含む研修（概ね6時間以上）
③業務内容	直接子どもの夜間を含む業務	＝	＝	＝	補助者に対するマネジメントやファミリーホームの運営等の把握等
④対象者数	「①対象者」に該当する者数	＝	＝	＝	1名まで
⑤処遇改善額	月額5,000円	＝	＝	＝	月額5,000円
⑥留意事項	ア 原則として、処遇改善が基本給又は役職手当や職務手当など職責もしくは職務に応じて、決まって毎月支払われる手当により行われるものであること。 イ 役職名については、各ファミリーホームにおける名称で発令した場合も対象とすること。				
⑦研修の留意事項	ア 平成29年3月31日までに修了した研修については、研修修了証や復命書等により施設長が研修を修了したことを確認した上で、別に定める様式により都道府県知事等に申請し、承認された場合に対象とすること。				

※1 処遇改善加算の対象研修は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び関係機関等が実施する研修のうち、都道府県知事等が認めた研修とする。

※2 民間ファミリーホームとは、民間施設給与等改善費の算定対象となる乳児院のことをいう。

※3 補助者には、常勤職員以外の職員であって1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者を含む。